平成２５年（フ）第５５０号
神奈川県伊勢原市石田1497番地の５　ソユーズ104号
債務者　村上　順也
１　決定年月日時　平成25年11月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第７１号
新潟県上越市大潟区土底浜978番地１　グループホーム大潟
債務者　佐藤千代子
１　決定年月日時　平成25年11月29日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第８９号
新潟県上越市柿崎区三ツ屋浜83番地
債務者　佐藤　優紀
１　決定年月日時　平成25年11月29日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第９０号
新潟県糸魚川市一の宮１丁目７番23号　リバーサイド・カルム101
債務者　猪又　　潤
１　決定年月日時　平成25年11月29日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第９３号
新潟県上越市清里区梨平2047番地
債務者　綿貫小百合
１　決定年月日時　平成25年11月29日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第９４号
新潟県上越市大字大貫4019番地６
債務者　飯田　洋子
１　決定年月日時　平成25年11月29日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１７９号
静岡県富士宮市万野原新田3329番地の17
債務者　伏見　百合
１　決定年月日時　平成25年11月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２４２号
愛知県江南市古知野町宮前182番地
債務者　伊藤　裕子
１　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１１８号
長崎県大村市水主町１丁目747番地58　ボヌールカコマチ201、前住所長崎県大村市玖島３丁目571番地101
債務者　本多りよ子
１　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
長崎県大村市古町２丁目1714番地、前住所長崎県大村市古賀島町94番地３　セジュールホーコＣ101
債務者　本城　晃子
１　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
長崎県大村市水主町１丁目978番地48、前住所長崎県諫早市飯盛町平古場1232番地１　メルヴェール205号
債務者　江崎　茂文
１　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
鹿児島県指宿市山川小川403番地
債務者　打越久美子
１　決定年月日時　平成25年11月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第３５８号
沖縄県那覇市識名１丁目10番６号
債務者　阿良　光雄
１　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１４４号
北海道苫小牧市しらかば町６丁目５番19号　ブリリアントしらかば105号
債務者　石原かおり（旧姓庄木）
１　決定年月日時　平成25年11月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第３７４号
茨城県水戸市赤塚１丁目2090番地の２　ＦＵＪＩパレス303号
債務者　川田利恵子
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３８０号
茨城県ひたちなか市大字高場988番地　松本住宅
債務者　狐塚　幸子
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４０４号
茨城県水戸市城東２丁目３番12―105号　カーサエスト
債務者　石川　智子
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
水戸地方裁判所